

64 聯盟野球試合施行に関する件に付東都大学野球聯盟等へ
通牒 [昭和十四年八月]

発体七五号
裁 決 定 8月17日 文書課長
送 発 (注記1) 8月17日 起案者 (録谷)

(注記2) 昭和十四年八月十六日起案

体育運動掛長 (甲佐) (小野寺) (吉田) (齋藤)

体育課長 (小笠原)

(注記3)

年月日

課長

東都大学野球聯盟理事長
〔加筆〕 関西六大学野球聯盟理事長 宛

聯盟野球試合施行ニ関スル件

(注記4) 今般学生生徒ノ運動競技試合ニ関スル件ニツキ別紙ノ通直轄学
校長公私立大学高等専門学校校長地方長官等ニ対シ通牒致シタル

ニ就テハ右御諒知相成度尚従来貴聯盟野球試合ノ施行ニ関シ荒
天其ノ他ノ事情ニ依リ土曜日ノ午後又ハ休業日以外ニ於テモ之
ガ施行方承認シ来リタルモ自今之ヲ承認致サザル方針ニ付右併
セテ御諒知ノ上試合日程作成相成度此段通牒ス

(朱書) 備考

- 一、本案發送ノ際ハ次官通牒一及二添付相成度
- 二、宛先

(下 札)

イ、東都大学野球聯盟ハ東京農業大学野球部長官〔田〕
〔加筆〕 (津) 榮太郎

ロ、関西六大学野球連盟ハ京都帝国大学野球部長船岡省五

〔加筆・朱書〕 別紙

〔写〕

昭和十四年八月十六日

文部次官

直轄 学 校 長

公私立大学高等専門学校長 宛

学生生徒ノ運動競技試合ニ関スル件

今ヤ興亞ノ大業日々ニ進ミ国民ノ責務愈々重大ヲ加ヘ強健有為
ナル次代国民ノ鍊成ヲ要スルノ秋ニ当リ曩ニ畏クモ青少年学徒
ニ勅語ヲ賜フ聖旨宏遠洵ニ感激ニ勝ヘサル次第ニ有之自今益々
武道其他ノ運動競技ヲ奨励シテ心身ノ鍛鍊ニ努ムルト共ニソノ
実施方法ノ適正ヲ期シ以テ学生生徒ノ本分ヲ尽サシメ度ニ付テ
ハ右 趣旨ニ基キ各種試合ノ施行上一層ノ配意相成度特ニ対校
試合等ニ関シテハ左記事項鋭意励行相成度此段依命通牒ス

記

- 一 試合ニ当リテハ学生生徒ノ本分ヲ守リ真剣勝負ノ気魄ヲ尚
ヒ日本精神ノ涵養發揮ニ努ムルコト
- 二 特ニ文部省ノ承認シタル場合ノ外試合又ハ練習ノ為学業ヲ
〔加筆・朱書〕 欠クカ如キ事アルヘカラサルコト
- 三 試合ニ際シテハ之ニ関与スル者ハ勿論其ノ他場内ニ在ル者

ヲシテ真ニ学生試合ノ精神ヲ尊重スルノ風ヲ養ハシムル様
十分ナル指導監督ヲナスコト

昭和十四年八月十六日

文部次官

地方長官宛

学生生徒ノ運動競技試合ニ関スル件

今般標記ノ件ニ関シ直轄学校長及公私立大学高等専門学校長ニ
対シ別紙ノ如ク通牒致シタルニ就テハ右御諒知ノ上貴管下各学
校ニ対シテモ本趣旨ニ鑑ミ可然御取計ヒ相煩度此段依命通牒ス

発体七五号

昭和十四年八月十七日

文部大臣官房体育課長

文部省体育官 小笠原道生

東都大学野球聯盟理事長 宮津榮太郎殿

関西六大学野球聯盟理事長 船岡省五殿

聯盟野球試合施行ニ関スル件

今般学生生徒ノ運動競技試合ニ関スル件ニツキ別紙ノ通直轄学
校長公私立大学高等専門学校長地方長官等ニ対シ通牒致シタル
ニ就テハ右御諒知相成度尚従来貴聯盟野球試合ノ施行ニ関シ荒
天其ノ他ノ事情ニ依リ土曜日ノ午後又ハ休業日以外ニ於テモ之
ガ施行方承認シ来リタルモ自今之ヲ承認致サザル方針ニ付右併
セテ御諒知ノ上試合日程作成相成度此段通牒ス

(注記1)

「主務課發送」^(抹消)

(注記2)

「至急」

(注記3)

「記録掛 17・4・21 受領」

(注記4)

「二一」(簿冊内件名番号)

(下札)

①種別 ^(中山) つ四 ^(抹消)(三四) ^(加筆) 二 / 聯繫 学校長等へノ通牒ノ後ニ入ル、

コトノ登録追加 件名 東都大学野球聯盟等へ通牒 聯盟野球試
合施行ニ関スル件ノ番号 発体七五ノ結了年月日 昭一四 八

一七ノ保存年限 ^(抹消)「一」ムキノ枚数 4

【自昭14年至昭18年 学校衛生総記】
文部省 3A 32-7, 2519